

高知健康科学大学における研究者等の行動規範

(目的)

第1条 この規範は、大学における研究者、教職員、及び学生（以下「研究者等」という）が遵守すべき行動基準を定めることで、研究活動の公正さ、透明性、信頼性を保ち、大学が社会からの信頼を得ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規範は、大学に所属する全ての研究者等に適用される。また、外部機関からの研究者や大学との共同研究に参加する者も、本規範に従うことが求められる。

(研究活動における倫理)

第3条 研究活動における倫理について次の各号のとおりとする。

(1) 公正かつ誠実な研究遂行

研究者等は、公正かつ誠実な態度で研究活動を遂行し、データの捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。また、研究の成果が他者の研究や社会に影響を与えることを認識し、常に高い倫理観を持って研究活動に取り組むことが求められる。

(2) 知的財産の尊重

研究者等は、他者の知的財産権を尊重し、他の研究者の業績や成果を適切に引用する。盗用や剽窃などの不正行為は一切許されない。

(3) データの管理と保存

研究者等は、研究において得られたデータを正確かつ完全に記録し、適切な方法で保存しなければならない。データの改ざん、捏造、紛失を防止するために、大学が定めたデータ管理規定に従い、厳格な管理体制を維持する。

(公的資金の適正使用)

第4条 公的資金の適正使用について次の各号のとおりとする。

(1) 目的外使用の禁止

研究者等は、公的資金（科研費や補助金を含む）を研究目的以外に使用してはならない。研究費は研究計画に基づいて適正かつ効率的に使用され、無駄な支出や不適切な支出がないようにすること。

(2) 資金使用の管理

研究者等は、公的資金の使用に関して、大学の規定及び監査要件に従い、必要な証憑を整備し、透明性を確保する。また、資金使用に関する報告義務を果たし、適時に大学または関連機関へ報告することが求められる。

(コンプライアンスと透明性)

第5条 コンプライアンスと透明性について次の各号のとおりとする。

(1) 法令及び規定の遵守

研究者等は、法令及び大学の規定を厳守し、常に法的、規則的に適切な行動を取ること。また、大学内外での共同研究や受託研究においても、関係する法令や規定を遵守する責任を負う。

(2) 透明性の確保

研究者等は、研究活動及び公的資金の使用において、常に透明性を保つことが求められる。研究成果の発表や資金の使用状況について、誤解を招くことのないよう正確に報告し、不正が疑われる行為を一切行わないこと。

(利益相反の回避)

第6条 研究者等は、個人的な利益と研究活動の利益が衝突しないよう、利益相反を回避する。特に外部の企業や機関との関係においては、透明性を保ち、大学が定める利益相反ポリシーに従い、適切に報告することが求められる。

(研修と教育)

第7条

(1) 倫理研修の義務

全ての研究者等は、不正防止と倫理意識の向上を図るため、定期的実施される倫理研修に参加しなければならない。研修内容には、公的資金の使用方法、データ管理、研究倫理、コンプライアンスに関する事項が含まれる。

(2) 新任者教育

新たに大学に所属する研究者等は、着任時に公的資金の適正使用や研究倫理に関する教育を受ける義務を負う。

(通報制度)

第8条 研究者等は、公的資金の不正使用や研究活動における不正行為を発見した場合、大学の定める通報制度を利用して速やかに報告する義務がある。通報者の保護は厳密に行われ、通報により不利益を被ることがないよう大学が責任を持つ。

(処分)

第9条 研究者等が本規範に違反した場合、大学は、該当者に対して厳正な処分を行う。処分には、研究活動の一時停止、資金返還、解雇、研究倫理教育の再履修等が含まれる。

(継続的改善)

第 10 条 大学は、研究活動における倫理と透明性を確保するため、本規範の運用状況を定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 11 月 15 日から施行する。